

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成31年1月16日（平成31年（行情）諮問第29号）

答申日：平成31年4月24日（平成31年度（行情）答申第7号）

事件名：特定日時に特定市教育委員会職員から特定職員に送付されたメール等
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月17日付け30受文科初第1041号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書8（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び6号に該当することから、その一部を不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、法5条1号及び6号に該当しないことを理由に、原処分の取り消しを求めるとして審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書には、それぞれ以下に掲げる情報が含まれており、法5条各号により不開示とした。

個人の氏名、肩書、経歴や性格に関する事項及び顔写真については、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報であって、公にすることにより個人の権利利

益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

以下の情報については、国の機関、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、仮に公にした場合、学校名等が推測され得る情報が含まれていることから、いたずらや偽計等に使用され、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。

- ・ 文部科学省職員の氏名、課長補佐以外の役職、メールアドレス、公にしている電話番号及びFAX番号
- ・ 特定市教育委員会職員の氏名、役職、所属、メールアドレス、公にしている電話番号及びFAX番号
- ・ 特定市教育委員会が行っている事業名、当該事業について取り上げた広報誌名、当該事業の対象となる地域、当該事業を行っている中学校名及びそれを観測できる情報とその中学校の教職員名、公にしている電話番号及びFAX番号、「総合的な学習の時間」全体計画（案）のテーマの設定に関する事項、総合的な時間の年間予定計画の評価の観点と評価基準、当該メールの添付資料に関するパスワード

また、上記のうち、文部科学省職員の氏名、特定市教育委員会職員の氏名及び当該中学校の教職員名は、特定の個人を識別できるものでもあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同年3月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「教育課程課に対する開示請求 特定市への照会文書、回答文書（特定個人関係分のみ）」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の

見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分5であることが認められる。

(1) 不開示部分1について

ア 当該部分は、(a)文部科学省職員の氏名及び職名並びに(b)特定市教育委員会職員の氏名及び職名であることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由について、改めて確認させたところ、当該部分は、個人に関する情報であることから、法5条1号に該当し、また、当該部分が公になった場合、当該職員が外部からいやがらせや圧力等を受け、今後の教育課程等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号柱書きに該当するとのことである。

イ 上記(a)について

(ア) 当該部分は、文部科学省職員の氏名及び職名であることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 当該部分のうち氏名部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)(以下「申合せ」という。)にいう公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に該当する。

当該部分について、諮問庁は、公にすることにより、当該職員が外部からいやがらせや圧力等を受け、今後の教育課程等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、当該部分は、特定市教育委員会に趣旨内容等の問合せを行った文部科学省職員の氏名にすぎないと認められ、これを秘匿すべき特段の事情もないことから、これを公にしたとしても当該職員が外部からいやがらせや圧力等を受け、今後の教育課程等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は認め難い。

そうすると、当該部分のうち氏名部分は、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められず、慣行として公にされることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、また、同条6号柱書きにも該当しないと認められることから、開示すべきである。

(ウ) 当該部分のうち職名部分は、公務員の職であるから、法5条1号ただし書ハに該当すると認められ、また、これは、文部科学省職員が職務上作成したメールに記載している当該職員の職名にすぎないことから、これが公になったとしても、外部からいやがらせや圧力

等を受け、今後の教育課程等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

そうすると、当該部分のうち職名部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 上記（b）について

（ア）当該部分は、特定市教育委員会職員の氏名及び職名であることから、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（イ）当該部分のうち職名部分は、公務員の職であることから、法5条1号ただし書ハに該当すると認められ、また、これらは、特定市教育委員会が職務上作成したメールや資料の作成担当部署として記載しているものにすぎないことから、これが公になったとしても、外部からいやがらせや圧力等を受け、今後の教育課程等に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

そうすると、当該部分のうち職名部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（ウ）当該部分のうち氏名部分は、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、公表慣行について、改めて確認させたところ、公表慣行はないとのことであるので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であるから法6条2項の部分開示の余地もないので、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、文部科学省職員及び特定市教育委員会職員の電話番号・FAX番号及びメールアドレスであり、これらを公にした場合、いたずらや偽計等に用いられ、文部科学省及び特定市教育委員会で行う業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

（ア）当該部分は、文部科学省職員及び特定市教育委員会職員の電話番号・FAX番号及びメールアドレスであることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表の有無について確認させたところ、文部科学省職員の電話番号・FAX

X番号及びメールアドレス並びに特定市教育委員会職員のメールアドレス及び7枚目の下から1行目の電話番号は公表されておらず、その余の部分は公表されているとのことである。

(イ) そうすると、当該部分のうち文部科学省職員の電話番号・FAX番号、メールアドレス並びに特定市教育委員会職員のメールアドレス及び7枚目の下から1行目の電話番号は、これを公にした場合、いたずらや偽計等に用いられ、文部科学省及び特定市教育委員会で行う業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。他方、その余の部分は、上記アの諮問庁の説明は認められないので、同号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、(a) 開示請求書において摘示されている特定個人に係る氏名、肩書き、顔写真、経歴及び性格等並びに(b) 上記(a)を除く個人の氏名及び肩書き部分であり、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 上記(a)について

(ア) 当該部分のうち個人の氏名及び肩書き部分は、開示請求書及び既に開示されている部分から推定が可能であると認められる。

また、当該部分のうち個人の顔写真及び経歴部分について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、その公表の有無を確認させたところ、文部科学省が公表した情報及び特定市教育委員会において公表された情報等に含まれている情報であるとのことである。

そうすると、これらの部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 一方、当該部分のうち個人の性格等部分については、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、その公表の有無を確認させたところ、公表されておらず、公表する予定もないとのことである。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該部分は、氏名を開示すべきと判断されることから、法6条2項の部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記(b)について

当該部分は、上記(a)を除く個人の氏名及び肩書き部分であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表の有無について確認させたところ、特定市教育委員会において公表された情報等に含まれている情報であるとのことである。

そうすると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきである。

(4) 不開示部分4について

当該部分は、特定中学校名が特定できる情報であり、(a)当該中学校名・電話番号・FAX番号・住所等、(b)当該中学校の校長の氏名、(c)当該中学校の担当者の氏名、(d)特定市教育委員会が実施している事業名、(e)当該事業について取り上げた広報誌名、(f)当該中学校の「総合的な学習の時間」全体計画(案)のテーマの設定に関する事項及び(g)当該中学校の「総合的な学習の時間」の年間予定計画の評価の観点と評価基準部分等であることが認められる。

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記(a)ないし(e)は、いずれも当該中学校名が特定できる情報であり、これらが公になると当該中学校が外部からのいやがらせや圧力等を受ける可能性があるため、法5条6号柱書きに該当し、当該部分のうち上記(b)及び(c)については、個人に係る情報であるため、同条1号にも該当する。

(イ) 上記(f)は、当該中学校における「総合的な学習の時間」全体計画(案)のテーマの設定に関する情報であり、上記(g)は当該中学校の「総合的な学習の時間」の年間予定計画の評価の観点と評価基準部分等であり、いずれも公となっていない生徒の実態、保護者の要望及び授業の評価内容など当該中学校が有する機微な情報である。これらが公になった場合、これらの機微な情報が外部に知られることとなり、当該中学校が行う「総合的な学習の時間」に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 上記(a)について

上記(a)は、当該中学校名・電話番号・FAX番号・住所等であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表の有無について確認させたところ、特定市教育委員会において公表された情報等に当該中学校の名称が含まれており、また、当該中学校のウェブサイト上に当該中学校の電話番号・FAX番号・住所等が公表されているとのことである。

そうすると、当該部分は、これを公にしたとしても、そのことにより、当該中学校が外部からいやがらせや圧力等を受ける可能性があるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当せず、開示す

べきである。

(イ) 上記 (b) 及び (c) について

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の公表慣行について、改めて確認させたところ、上記 (b) 及び (c) は公表慣行があるとのことである。

そうすると、上記 (b) 及び (c) は、法5条1号ただし書イに該当すると認められることから同号には該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記 (d) 及び (e) について

当該部分は、特定市教育委員会が実施している事業名及び当該事業について取り上げた広報誌名にすぎず、これを公にしたとしても当該中学校が外部からいやがらせや圧力等を受ける可能性があるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(エ) 上記 (f) 及び (g) について

当該部分は、当該中学校の「総合的な学習の時間」全体計画(案)のテーマの設定に関する事項及び当該中学校の「総合的な学習の時間」の年間予定計画の評価の観点と評価基準部分等であり、生徒の実態、保護者の要望及び授業の評価内容など当該中学校が有する機微な情報であると認められる。

そうすると、当該部分は、これらが公になった場合、これらの機微な情報が外部に知られることとなり、特定中学校が行う「総合的な学習の時間」に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難いので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分は、文部科学省職員のメールの添付ファイルに関するパスワードであり、第三者への情報漏えいの防止の観点で設定しているものである。これが公になった場合、第三者への情報漏えいのリスクが増大し、今後の文部科学省における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、文部科学省職員のメールの添付ファイルに関するパス

ワードであると認められ、これが公になった場合、第三者への情報漏えいのリスクが増大し、今後の文部科学省における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定日時 a に特定市教育委員会指導主事から文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐へ送付したメールとその添付資料
- 文書 2 特定日時 b に特定市教育委員会指導主事から文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐へ送付したメールとその添付資料
- 文書 3 特定日時 c に文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐から特定市教育委員会指導主事へ送付したメールとその添付資料
- 文書 4 特定日時 d に特定市教育委員会指導主事から文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐へ送付したメールとその添付資料
- 文書 5 特定日時 e に文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐から特定市教育委員会指導主事へ送付したメールとその添付資料
- 文書 6 特定日時 f に特定市教育委員会指導主事から文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐へ送付したメールとその添付資料
- 文書 7 特定日時 g に特定市教育委員会指導主事から文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐へ送付したメールとその添付資料
- 文書 8 特定日時 h に文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐から特定市教育委員会指導主事へ送付したメールとその添付資料

別表

1 不開示部分	2 不開示理由 (法5条)	3 開示すべき部分
不開示 部分 1	文部科学省職員 及び特定市教育 委員会職員の氏 名及び職名	1 枚目の上から（罫線部分（Original Messageと記載された罫線部分を含む。）、添付ファイル及び添付ファイルを削除した形跡部分を除く。以下同じ。）1 行目，4 行目，8 行目及び13 行目，2 枚目の下から3 行目，7 枚目の上から4 行目，17 枚目の上から1 行目，4 行目，8 行目及び13 行目，19 枚目の上から1 行目，2 行目，7 行目の左側，9 行目，15 行目，16 行目及び18 行目，23 枚目の上から1 行目，4 行目，9 行目，13 行目，15 行目の左側，20 行目の左側，21 行目及び28 行目，24 枚目の上から1 行目，6 行目の左側，8 行目，14 行目，15 行目及び17 行目，28 枚目の上から1 行目，2 行目，8 行目の左側，9 行目，18 行目，19 行目及び21 行目，29 枚目の上から3 行目の左側，7 行目，11 行目，13 行目の左側，18 行目の左側，19 行目，26 行目及び27 行目，30 枚目の上から3 行目の左側，5 行目，11 行目，12 行目及び14 行目，34 枚目の上から1 行目，4 行目，9 行目，13 行目，15 行目，20 行目の左側及び21 行目，35 枚目の上から1 行目，2 行目，4 行目，11 行目，15 行目，19 行目，21 行目の左側及び26 行目の左側，36 枚目の上から1 行目，8 行目，9 行目，14 行目の左側，16

			行目， 2 2 行目， 2 3 行目及び 2 5 行目， 4 7 枚目の上から 1 行目， 4 行目， 7 行目及び 1 2 行目並びに 4 9 枚目の上から 1 行目， 2 行目， 7 行目の左側及び 1 2 行目の不開示部分
不開示部分 2	文部科学省職員及び特定市教育委員会職員の電話番号・FAX 番号及びメールアドレス	6 号	1 枚目の下から（頁番号を除く。以下同じ。） 2 行目及び 1 行目， 2 枚目の下から 2 行目及び 1 行目， 7 枚目の下から 2 行目並びに 1 7 枚目の下から 2 行目及び 1 行目の不開示部分
不開示部分 3	個人の氏名， 肩書き， 顔写真， 経歴及び性格等	1 号	1 2 枚目の上から 1 3 行目， 1 4 行目及び 1 7 行目並びに 4 6 枚目の不開示部分を除く部分
不開示部分 4	特定中学校の名称等が特定できる情報	1 号及び 6 号	1 枚目の上から 5 行目， 6 行目及び 1 0 行目， 2 枚目の上から 2 行目， 6 行目及び 1 1 行目， 3 枚目の上から 1 行目， 4 行目， 5 行目及び 2 0 行目， 4 枚目の上から 1 行目， 4 行目， 5 行目， 2 0 行目， 3 6 行目及び 3 7 行目， 5 枚目の上から 6 行目， 2 5 行目， 2 8 行目及び 2 9 行目， 6 枚目， 7 枚目の上から 5 行目及び 1 2 行目， 8 枚目ないし 1 0 枚目， 1 1 枚目の上側の表題， 当該表題の左側， 場所欄及び下側の学校名・住所・電話番号欄， 1 2 枚目の上から 1 行目及び 4 行目， 1 3 枚目の上から 1 行目及び 2 行目， 1 4 枚目の上から 1 行目， 学校行事欄及び内容欄， 1 5 枚目の上から 1 行目， 学校行事欄及び内容欄， 1 6 枚目の上から 1 行目及び学校行事欄， 1 7 枚目の上から 5 行目， 6 行目， 1 0 行目及び 1 1 行目， 1 8 枚目， 1 9 枚目の上から 5 行目の左側及び 1 1 行目， 2 0 枚目の上から 1 行目， 3 行目の左側及び 9 行目， 2 3 枚目の上から 5 行目の左側

			<p>， 7 行目及び 1 8 行目， 2 4 枚目の上から 4 行目の左側及び 1 0 行目， 2 6 枚目の上から 1 5 行目及び 3 2 行目， 2 7 枚目の上から 1 7 行目， 2 0 行目及び 2 1 行目， 2 8 枚目の上から 5 行目の左側及び 1 0 行目， 2 9 枚目の上から 4 行目の左側及び 1 6 行目， 3 0 枚目の上から 1 行目の左側及び 7 行目， 3 1 枚目の上から 1 行目及び 3 行目， 3 3 枚目の下から 8 行目及び 2 行目， 3 4 枚目の上から 5 行目の左側， 7 行目， 1 8 行目及び 2 2 行目， 3 5 枚目の上から 1 2 行目及び 2 4 行目， 3 6 枚目の上から 1 2 行目の左側及び 1 8 行目， 3 8 枚目の上から 1 行目， 3 行目， 2 5 行目及び 2 7 行目， 4 2 枚目の上から 8 行目， 1 4 行目， 1 5 行目の右側， 1 6 行目及び 1 9 行目， 4 3 枚目の上から（上側の丸数字部分を除く。以下同じ。） 3 行目， 4 行目及び 1 9 行目， 4 4 枚目の上から 3 行目， 4 行目， 1 9 行目 3 5 行目及び 3 6 行目， 4 5 枚目の上側の表題， 当該表題の左側， 場所欄及び下側の学校名・住所・電話番号欄並びに 4 6 枚目の学校名欄の不開示部分</p>
不 開 示 部 分 5	文部科学省職員 のメールの添付 ファイルのパス ワード	6 号	